ＪＡ横浜は、
担い手組合員をサポートし、
「みんながＨＡＰＰＹ」を実現します！

横浜農業強化対策支援事業
助成金

令和４年８月１日より受付開始 !!

①農業用施設や設備の設置・改修

②農業関連什器備品・農業用機械等の購入　等

事業費（税抜）の 10%

を助成します！！（上限 30 万円）

※栽培施設（ハウス・温室）を新築する場合は上限 40 万円！！

※本助成金の詳細は裏面をご覧ください

助成期間
令和４年８月１日
～
令和７年３月 31 日

「みんながＨＡＰＰＹ」とは
Ｈ：Heart（意思）・・・農業にかける熱い想い
Ａ：Aggressive（行動）・・・農業に対する積極的な行動
Ｐ：Partner（連携）・・・地域、行政、外部機関との連携
Ｐ：Profit（収益）・・・担い手組合員の農業所得増大
Ｙ：Yokohama（地域）・・・横浜らしい都市農業の確立

「横浜農業強化対策支援事業 助成金」概要

	項　目	内　容
1	助成対象事業	担い手の農業所得向上を目的とした下記に該当する事業 ① 農業用施設・設備の設置・改修 ② 農業関連什器備品・農業用機械等の購入　等 ※農業以外に転用可能な車両・機械等は対象外になります。 ※下記の事例は上記①②に該当しません。 ・住居兼農業用施設の住居部分 ・圃場の形質変更を行う工事（土留め工事、擁壁設置工事等） ・原状回復を目的とした修理費（農業関連什器備品・機械等の修理費） ・宣伝広告費（チラシ・ポスター等消耗品の作成など）
2	対象者 （組合員）	下記のいずれかに該当する組合員本人及びその組合員が代表を務める法人または団体 ① 作目別部会 ② 出荷者登録者 ③ 支部組織 ④ 農業所得申告者 ⑤ 農業の青色事業専従者
3	助成期間	令和４年８月１日～令和７年３月３１日 ※令和４年４月１日～令和７年３月３１日に支払が完了したものが対象とします なお、支払後、１年を経過した事業は対象外になります。 ※本助成金の申請期限は令和７年５月３１日となります。
4	助成内容	※ 同一人への助成は「３．助成期間」内に１回のみです。 ① 事業費（購入・建築設置費用等）の一部を助成 ② 事業費（税抜き）１０万円以上 ③ 助成金額：事業費（税抜き）の１０％（千円未満切捨て） ④ 上限金額：３０万円 ※栽培施設（ハウス・温室）を新築する場合の上限金額は４０万円になります。 （建替え含む。改修工事は含みません。）
5	その他	① 公的補助金およびその他当組合以外の助成金との併用可能です。 ② 助成金交付の可否にあたり、事業内容等の審査を行います。 ③ 助成申請にあたり、請求書や領収書等の提出が必要です。 ④ 実施（購入）した助成対象事業の写真が必要となります。 ⑤ 本助成金は、事業費支払い後に申請可能です。 ⑥ 助成金は、受け取った年の『農業の雑収入（法人は益金）』になります。

【お問い合わせ先】
①お近くの支店　　③営農部 営農支援課
②営農インストラクター　　TEL：045-805-6612　FAX:045-804-7808
JA横浜 Yokohama